

広島市優良建設工事等表彰実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広島市表彰条例（昭和24年広島市条例13号）に基づき、広島市が発注する建設工事又は建設コンサルタント業務等において、優れた成績を修めた受注者及び技術者を表彰することにより、受注者及び技術者の意欲の高揚を図り、建設業界の魅力や社会的評価を向上させ、もって将来にわたる建設業界の維持・発展と公共事業の品質確保を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「建設工事」とは、広島市建設工事競争入札取扱要綱（平成8年4月1日制定）第2条第1項に規定する建設工事及び工事をいう。
- 2 この要綱において「工種」とは、広島市建設工事競争入札取扱要綱第2条第2項に規定する工種をいう。
- 3 この要綱において「建設コンサルタント業務等」とは、広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱（平成18年5月31日制定）第2条第1項に規定する建設コンサルタント業務等及び業務をいう。
- 4 この要綱において「業種」とは、広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第2条第3項に規定する業種をいう。

(表彰区分及び表彰の対象)

第3条 表彰は、次の各号に掲げる区分ごとに定める基準を満たす者について行う。

(1) 優良建設工事表彰

前年度に引渡しを受けた最終契約金額500万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以上の建設工事において、工事検査成績評定点が85点以上の建設工事を表彰の候補とし、次に掲げる基準を全て満たす者とする。

- ア 表彰の候補である建設工事において労働災害、公衆災害等（受注者の責めに帰すことができないものを除く。）を起こしていないこと。
- イ 広島市内に本店を有する業者であること。
- ウ 前年度に引渡しを受けた工事検査成績評定対象の広島市発注建設工事の実績が2件以上有り、その工事検査成績評定点の平均点が75点以上で、かつ、65点未満の建設工事が無いこと。
- エ 前年度から表彰日前日までに、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成8年3月29日制定）第2条第1項に規定する指名停止の措置を受けていないこと。
- オ 表彰することが著しく不適當でないこと。

(2) 優良建設コンサルタント業務等表彰

前年度に引渡しを受けた最終契約金額500万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以上の建設コンサルタント業務等において、業務成績評定点が85点以上の建設コンサルタント業務等を表彰の候補とし、次に掲げる基準を全て満たす者とする。

- ア 表彰の候補である建設コンサルタント業務等において労働災害、公衆災害等（受注者の責めに帰すことができないものを除く。）を起こしていないこと。
- イ 広島市内に本店を有する業者であること。
- ウ 前年度に引渡しを受けた業務成績評定対象の広島市発注建設コンサルタント業務等の実績が2件以上有り、その業務成績評定点の平均点が78点以上で、かつ、65点未満の建設コンサルタント業務等が無いこと。
- エ 前年度から表彰日前日までに、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成8年3月29日制定）第2条第1項に規定する指名停止の措置を受けていないこと。

日制定) 第2条第1項に規定する指名停止の措置を受けていないこと。
オ 表彰することが著しく不適當でないこと。

(3) 優良技術者表彰

前2号に掲げる表彰の対象となる建設工事又は建設コンサルタント業務等において、専任を要しない期間を除いた全期間にわたって従事していた者（建設工事にあつては監理技術者又は主任技術者、建設コンサルタント業務等にあつては主たる業務分野の管理技術者）とする。

(特別表彰の対象)

第4条 特別表彰は、同一の工種又は業種において、前条に定める表彰を4年以上連続して受け、その翌年度に表彰の対象となった者とする。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者は、広島市優良建設工事等表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て、市長が決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、市長が表彰状を贈って、これを行う。

(表彰の取消し)

第7条 被表彰者の決定後、次の各号のいずれかの事実が判明した場合には、審査委員会の審議を経て、市長が表彰を取り消すことがある。

- (1) 被表彰者が第3条第1号から第3号までに定める基準を満たさない場合
- (2) 表彰の対象となった建設工事又は建設コンサルタント業務等において、瑕疵の修補請求又は損害賠償請求の事由が発生した場合
- (3) その他表彰することが適當でないと判断される事実が判明した場合

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、都市整備局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。